

秋田県告示第351号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、次のとおり令和5年度職業訓練指導員試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条第2項の規定に基づき、公示する。

令和5年8月4日

秋田県知事 佐竹敬久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和5年11月2日（木）午前9時

(2) 場所

秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県立秋田技術専門学校職業訓練センター

2 実施免許職種

(1) 学科試験を実施する免許職種

機械科

(2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種

(1)以外の職業能力開発促進法施行規則別表第11に規定する免許職種

3 試験科目

(1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する免許職種の試験科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
機械科	1 指導方法 (1) 職業訓練原理 (2) 教科指導法 (3) 訓練生の心理 (4) 生活指導 (5) 職業訓練関係法規 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 機械工学（機械要素 機構と運動） イ 材料（材料力学 金属材料 非金属材料 潤滑油及び切削剤） ウ 工作法（NC加工法 機械工作法 治具 工具） エ 測定法（測定及び試験機器 測定法 形状測定 材料試験） オ 安全衛生（安全管理 衛生管理） (2) 専攻学科 ア 加工法（切削加工法 研削加工法 金型工作法 精密加工法） イ 機械製図（機械製図法 機械設計法 テクニカルイラストレーション）

(2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種の試験科目

職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規

4 受験資格

(1) 受験資格は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 職業能力開発促進法第44条第1項に規定する技能検定に合格した者

イ 職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者

ウ 職業能力開発促進法施行規則の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和45年労働省告示第17号及び昭和63年労働省告示第38号）に定める者

(2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

ア 禁錮以上の刑に処せられた者

イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 実技試験及び学科試験の免除

実技試験及び学科試験の全部又は一部免除を受けることができる者は、次のとおりとする。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
実施職種	免許職種に関し、職業能力開発促進法による一級又は単一等級の技能検定に合格した者（ただし、電子回路接続及びバルコニー施工を除く。）	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
	他の免許職種の職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法

	及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（職業能力開発促進法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（職業能力開発促進法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（職業能力開発促進法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）	学科試験のうち関連学科
職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	同表の免除の範囲の欄に掲げる試験

6 受験申請に必要な書類等

(1) 受験申請書

- ア 受験票及び履歴欄を含む。
- イ 所定の位置に写真（申請前6月以内に無帽で上半身を正面から撮影したもの）を貼付けること。

(2) 添付書類等

- ア 受験資格を有することを証明する書面の写し 1通
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、5の表の「免除を受けることができる者」に該当することを証明する書面の写し 1通
- ウ 84円切手 2枚
- エ 56円分切手 1式

7 受験申請書の交付

受験申請書の用紙及び受験案内の交付場所は、次のとおりとする。

交付場所	所在地
秋田県産業労働部雇用労働政策課	秋田市山王三丁目1番1号（秋田県庁第二庁舎3階）
秋田県立鷹巣技術専門学校	北秋田市綴子字街道下191番地
秋田県立秋田技術専門学校	秋田市新屋町字砂奴寄4番地の53
秋田県立大曲技術専門学校	大仙市大曲川原町2番30号
鹿角地方職業能力開発協会	鹿角市花輪字柳田36番地
大館北鹿職業訓練協会	大館市有浦三丁目6番22号
北秋田職業訓練協会	北秋田市花園町15番1号
秋田中央職業訓練協会	秋田市寺内字三千刈321番1号
本荘由利職業訓練協会	由利本荘市石脇字田尻30番地22
大曲仙北職業訓練協会	大仙市大曲田町3番1号
横手地方職業能力開発協会	横手市条里一丁目1番69号
秋田県建設技能協会	秋田市高陽青柳町1番43号
秋田県職業能力開発協会	秋田市向浜一丁目2番1号

郵送による交付を希望する者は、140円切手を貼り付けた返信用封筒（角型2号）に宛先を明記し、産業労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。

8 受験申請書の受付

(1) 期間及び時間

令和5年8月24日（木）から同年10月3日（火）までの日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

郵送の場合は、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書した締切日までの消印があるものに限って受け付ける。

(2) 場所

秋田県産業労働部雇用労働政策課 秋田市山王三丁目1番1号（秋田県庁第二庁舎3階）

9 受験手数料

(1) 額

学科試験 3,100円

(2) 納付方法

受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。ただし、納付された手数料は、申請を取り消した場合でも返還はしない。

10 合否判定の基準

(1) 指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて、満点の6割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の5割以上の得点がある場合は合格とする。

(2) 指導方法について満点の6割以上の得点がある場合（(1)に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

(3) 系基礎学科又は専攻学科について満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の5割以上の得点がある場合（(1)に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

11 その他

(1) 試験結果の発表

令和5年11月22日（水）付けで、受験者全員に試験結果通知書を送付する。また、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」（<https://www.pref.akita.lg.jp/>）にも合格者受験番号を掲載する。

(2) 試験についての問合せ先

秋田県産業労働部雇用労働政策課（電話018-860-2301）